

<p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 162筆 令和元年度分 23筆 合計 185筆</p>	<p>今年度は、調定や納付書の送付手続きを前倒して行い、期限内に納付されるように努めている。 2) (発生原因の検証結果) 令和元年度分の23筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、現在全て登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
---	---

監査対象機関	県土整備部 峡東建設事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月21日～22日、7月7日

<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 先数 2件 9,386円 ②工事契約解除に伴う違約金及び遅納利息 過年度分 先数 2件 761,096円 ③工事請負契約公正入札違約金 過年度分 161,432,670円 令和元年度分 1,023,422,715円 合計 先数 28件 1,184,855,385円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①河川使用を行う個人及び法人に対して調定したものであるが、それぞれ本人死亡、営業停止状態となり、現在も納付に至っていない。 ②工事契約解除に伴う違約金及び前払金の延納利息として調定したものであるが、それぞれ資金繰りが苦しく、訪問催告等を行つてはいるものの現在も納付に至っていない。 ③峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を調定したものの、納期限までに納付がなかつたため督促状を送付したが、現在も納付に至っていない。 (今後の対応策等) ①及び②の債権については、今後とも訪問による交渉・電話による催告・相継きの調査等を継続的に行い債権の回収に引き続き努める。 ③全ての相手方が民事調停を申し立てしているため、今後は司法手続きにおいて債権回収に努めていく。</p>
---	--

<p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 216筆 令和元年度分 28筆 合計 244筆</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 令和元年度分の28筆については、売買契約の締結が年度末であつたため、年度内に登記処理が行えなかつたものであり、現在全て</p>
---	--

<p>登記処理は完了している。 (今後の対応策等) 過年度分については3筆を処理しており、今後も引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。</p>
--

監査対象機関	県土整備部 峡南建設事務所 (身延支所を含む)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月19日～21日、6月16日

<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 ①河川使用料 過年度分 1,904,256円 令和元年度分 97,020円 合計 先数 5件 2,001,276円 ②延滞金 過年度分 先数 1件 144,030円 ③工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3件 423,466円</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①令和元年度分については97,020円の収入未収金が発生し、対象者に対し訪問や電話連絡等により督促中である。 その他の収入未済のうち4名についても、訪問や電話連絡等により督促中である。さらに、そのうちの1名については、「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。 所在が不明となつている1名については、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に照り、未収金処理の手続きを行う。 ②「債務承認及び納付誓約書」を取り交わし、分割納付をするよう交渉中である。 ③3件のうち2件(394,124円)については、出納局の定める「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」に該当すると考えられるため、権利放棄に向けて関係各課と調整している。 残る1件(29,342円)については、今後も引き続き納入を督促し、債権の速やかな回収に努める。</p>
---	---

<p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 694筆 令和元年度分 9筆 合計 703筆</p>	<p>2) (今後の対応策等) 過年度分については、令和2年12月時点で既に2筆を処理。なお、現所有者に理解の得られた5筆について用地測量を実施中。今後も引き続き「過年度未登記処理方針」等に基づき、登記可能に分類された筆を重点的に処理し、未登記の解消を図っていく。 令和元年度分については、令和2年12月時点で8筆が登記済となつており、残る1筆も今年度中には登記済となる見込である。</p>
--	---

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和元年度

監査実施日 令和2年5月26日～27日、6月17日

監査の結果

講じた措置

<p>(指導事項) 5件 (収入1、給与3、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①道路使用料 先教 1件 10,560円 過年度分</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息 先教 1件 31,636円 過年度分</p> <p>③非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料 令和元年度分 先教 1件 20,022円</p>	<p>1) (今後の対応策等)</p> <p>①、②は同一債務者で、多額の債務を抱えて倒産している。①については、債務者である法人が破産手続き廃止を行っており、滞納処分をすることのできる財産がないため、R2.11.25付けで執行停止を実施した。今後は①、②とも不納欠損に向け関係課と調整中である(会計課・道路管理課・道路整備課)。</p> <p>③非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料のうち、健康保険料(7,029円)については、回収した。残りの収入未済についても、債務者に対し、訪問による交渉、催告書の送付、電話による催告などの回収に向けた取り組みを継続し、債権の速やかな回収に努める。</p>
<p>2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>扶養手当の支給額改定は、人事給与システムで自動反映されるため、扶養親族簿による認定・確認処理を失念していた。(今後の対応策等)</p> <p>扶養親族簿による認定・確認を行い該当欄に記載の上、確認欄に署名確認印を押印した。今後は、支給額改定があった場合には、速やかに扶養親族簿での認定・確認処理を行う。また、担当内におけるチェックも徹底し、再発防止に努める。</p>
<p>3) 児童手当の支給について、次のとおり不備があった。</p> <p>①支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p> <p>②現況届の審査において、記入すべき欄が未記入のまま判定されていた。また、「所得の状況」に記載する額が、給与所得から8万円を控除した金額となっていた。</p>	<p>3) (発生原因の検証結果)</p> <p>①児童手当の支給事由が消滅し、手当の支給は職権により終了していたが、支給事由消滅通知書の作成及び交付については担当者の認識不足があり、行っていないかった。</p> <p>②児童手当現況届の審査方法について、担当者の認識不足があった。(今後の対応策等)</p> <p>①支給事由消滅通知書を作成し、受給者へ交付した。今後は、担当者が制度を十分理解するとともに、必要な手続きを担当内で確認し、再発防止に努める。</p> <p>②児童手当現況届について未記入欄については、速やかに記入した。今後は、担当者が制度を十分理解するとともに、審査時には担当内で二重チェ</p>

4) 再任用短時間勤務職員の社会保険料について、1ヶ月分控除すべきところ、2ヶ月分が控除されていたものがあった。

4) (発生原因の検証結果)

再任用短時間勤務職員の社会保険料の控除月について、担当者の認識不足があった。(今後の対応策等)

過天に控除した分については、その後の給与支払い時に調整した。今後は、担当者が制度を十分理解するとともに、社会保険料納付の際に、各職員から控除した金額と課部金受払簿の残額を確認し、担当内で二重チェックを行い、再発防止に努める。

5) 取得用地に未登記のものがあった。

5) (発生原因の検証結果)

過年度分	414筆	
令和元年度分	13筆	合計 427筆

平成19年度以前に取得した用地であり、「相続」や「公園と現況の不一致」などの理由により未登記となっている。

○令和元年度分

令和元年度分13筆については、土地売買の契約締結が年度末であったため、年度内に登記処理が行えなかったものである。現在、全ての登記処理が完了している。

(今後の対応策等)

過年度分については、28筆を登記済としており、引き続き、「過年度未登記処理方針」等に基づき、未登記の解消を図って行く。

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月26日～28日、7月8日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (財産1)	
1) 取得用地に未登記のものがあった。	
過年度分	189筆
令和元年度分	32筆
	合計 221筆

監査対象機関	出納局 管理課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月6日、9月2日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)	
1) 物品調達管理システムに係る各種契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ	
	1) (発生原因の検証結果)
	物品調達管理システムに係る各種契約で、

監査対象機関	出納局 管理課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月6日、9月2日
	監査の結果
(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)	
1) 物品調達管理システムに係る各種契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティ	
	1) (発生原因の検証結果)
	物品調達管理システムに係る各種契約で、

<p>テナに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならぬと定められているが、履行されていないものがあつた。</p>	<p>受託業者から「個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項」に規定する報告書を提出させることを失念した。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、物品調達管理システムに係る契約のうち、令和2年度も継続している契約については、受託業者から速やかに報告書を提出させた。 また、今後の物品調達管理システムに係る契約については、契約締結時に、担当者担当課長補佐で添付書類のチェックを行い、再発防止を図る。</p>
--	---

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月23日～24日、7月22日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
1) 地域振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。
丘の公園施設利用料
令和元年度分 先数 1件 11,696,400円

1) (今後の対応策等)
令和2年2月28日が納期限であった当該収入未済については、督促状の発行(令和2年3月2日)や催告を行い収納に努めたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための営業休止などが影響し、未納となった。
営業再開に伴い令和2年6月30日に納付されたが、今後も、納期限までに納入されなかった際には、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」等に基づき、速やかに督促状の発行や催告を行い、延滞債権の収納に努める。

2) 支出損益計算書において、地域振興事業会計で支出すべき有料道路利用料金が、電気事業会計で支出されており、地域振興事業会計に費用計上されていなかった。

2) (発生日の検証結果)
平成29年度までは3枚のETCカードを用意し事業会計を区分して支出していたが、平成30年度以降ETCカードの利用金額に応じて得られるポイント還元が大きくなるよう、原則1枚のカードのみ使用する形に運用を変更したことに伴い、事業会計ごとの区分を行わず電気事業会計のみで支出していた。
(今後の対応策等)
本来地域振興事業会計で支出すべきであった有料道路利用料金については、電気事業会計からの支出が地域振興事業会計からの支出となるよう直ちに修正した。
ETCカード使用簿に事業会計を記載するよう様式を変更した。今後、使用時に事業会計を記載するとともに、支出時の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月22日、7月7日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。
温泉供給収益収入
過年度分 12,912,573円
令和元年度分 2,828,176円
合計 先数 27件 15,740,749円

1) (今後の対応策等)
未納者に対して、電話連絡や督促状・催告状の発行、更には直接訪問を行い、未収金の回収に努めた結果、令和2年11月末現在で、過年度分304,461円、令和元年度分1,999,389円、計2,303,830円を回収した。
今後、これまでの取組を継続するとともに、滞納から3ヶ月以上経過し、支払意思が認められない債権者に対しては債権額が累積しないよう、給湯停止や契約解除の手続きを進めるなど、未収金の削減に努めていく。
未収金の状況(令和2年11月30日現在)
温泉供給収益収入 12,608,112円
過年度分 828,807円
令和元年度分 828,807円
合計 先数 13件 13,436,919円

(指導事項) 1件 (給与1)
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあつた。

1) (発生日の検証結果)
振替を行った職員から教育庁内各課の庶務担当者への連絡の失念や、庶務担当者による支給対象の確認不足があつた。
(今後の対応策等)
月末の集計処理の際には、教育庁内各課の庶務担当者に課員の振替申請の有無及び25/100の支給の要否について確認を徹底させるとともに、当課においても勤務状況システムへの入力を確認することにより、支給漏れを防ぐ。
なお、未支給分については、対象者に追加支給を行った。

監査対象機関	教育庁 学校施設課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月2日、9月1日

監査の結果

講じた措置

(指導事項) 2件 (契約(重点事項) 2)	
-------------------------------	--

1) 次の契約において、履行計画表、主任技術者の氏名及び資格に係る承諾は書面により行わなければならないとされているが、書類が作成されていなかった。 ①県立学校非構造部材耐震点検業務委託 ②県立学校建築物定期点検等業務委託 ③県立学校建築設備定期点検業務委託	1) (発生原因の検証結果) 契約書・特記仕様書の記載内容を認識していたため、書面による承諾を行わないまま業務を完了させた。 (今後の対応策等) 契約書・特記仕様書の記載内容をしっかりと把握し、定めた手続きを怠ることなく事務処理を進める。 2) (発生原因の検証結果) 契約書・特記仕様書の記載内容を認識していたため、定められた通知を書面で受け取らないまま業務を完了させた。 (今後の対応策等) 契約書・特記仕様書の記載内容をしっかりと把握し、定めた手続きを怠ることなく事務処理を進めるとともに、契約締結時に通知を受けられるよう契約内容の変更を行う予定である。
---	---

監査対象機関 教育庁 高校教育課	令和元年度
監査対象期間 令和2年7月9日、9月1日	令和2年7月9日、9月1日
監査実施日	令和2年7月9日、9月1日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 4件 (収入3、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 13,605,030円 令和元年度分 163,600円 合計 先数 42件 13,768,630円</p> <p>②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金 過年度分 19,235,342円 令和元年度分 486,454円 合計 先数 33件 19,721,796円</p> <p>③定時制課程等修学奨励金返還金 過年度分 先数 8件 711,000円</p> <p>2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち2件について、貸付を確認できる書類が保存されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 3つの奨学金ともに、貸付者の住所が特定できなかったり、経済状況が厳しく返済が困難な状況が背景に存在する。 (今後の対応策等) 3つの奨学金とも、本年度調定分については、期限までに納入がない者に対しては、文書による督促や電話連絡等により納入を促し、また、過年度調定分についても、電話連絡等により納入を催促するなどして、未収金を減らす努力を継続していくとともに、居住地調査を重点的に行っていく。 2) (発生原因の検証結果) 貸付者の住所が特定できず、連絡がとれない状態が背景にある。 (今後の対応策等) 教育奨励資金貸付金の台帳作成に使用した過去のデータを全て拾い出すなどして、当該2名分の債権の情報について調査しているところであるが、未だに内容確認ができていない状況である。 今後引き続き、保存書類や保存データの調査等を一層進め、未収金回収のための調定手続きができるよう努めていく。</p> <p>3) (発生原因の検証結果)</p>
3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について	3) (発生原因の検証結果)

て、奨学資金借入書が提出されていないものが34件あった。	本奨学資金は、給付型の奨学金制度である時期が続き、昭和62年10月から、貸付型に切り替わった経緯があり、返済義務があるにもかかわらず、給付されたものと認識している例も見受けられ、返済への理解が得られていない状況がある。 (今後の対応策等) 借入証書が提出されていない者に知して、借入証書を提出するよう催促しているところであり、今後も交渉などにより提出を促していく方針である。 4) (発生原因の検証結果) ネットワークケーブルの引込電柱の借地を借受財産と認識していなかった。 (今後の対応策等) 令和2年8月に財産管理課に借受財産移動報告書を提出した。
------------------------------	--

監査対象機関 教育庁 生涯学習課	令和元年度
監査対象期間 令和2年7月1日、9月1日	令和2年7月1日、9月1日
監査実施日	令和2年7月1日、9月1日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 山梨こどもきゅ学院学習費 (過年度分) に、710,000円の収入未済があった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 収入未済になっている 710,000 円については、山梨こどもきゅ学院の基本学習費として県に納入するため関東教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われてきた。 (今後の対応策等) 平成30年4月21日に刑事事件の公訴時効が到来し、犯人の特定が困難になった。本件は私法上の債権であるため、民法上の時効到来をもって不納欠損処理する方向で関係課との協議を行う予定である。「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に従い、時効の管理等に注意して業務を行う。</p>

監査対象機関 議会事務局	令和元年度
監査対象期間 令和2年8月4日～5日、8月31日	令和2年8月4日～5日、8月31日
監査実施日	令和2年8月4日～5日、8月31日
監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①政務調査費返還金</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成24年度政務調査費返還金と、平成23年度政務調査費返還金に係る延滞金、</p>

<p>過年度分 先数 1件 734,250円 ②政務活動費返還金に係る延滞金 過年度分 4,050円 令和元年度分 128,010円 合計 先数 2件 132,060円</p>	<p>平成25年度政務活動費返還金に係る延滞金で、収入未済となっているもの。 一括返還が困難であるため、返還計画書により毎月納付されている。 令和2年11月末現在 収入未済額 ①政務調査費返還金 294,250円 ②政務活動費返還金に係る延滞金 132,060円 (今後の対応策等) 納付者の現状を考慮すると、一括返還を求めることは難しいものと思料されることから返還計画に基づき、毎月、遅滞なく継続して支払いがなされるよう、納付者と適宜連絡をとるなど、今後ともきめ細かな債権管理を行い、収入未済の解消に向けて取り組む。 ※令和2年11月7日 納付者宅訪問 現在の未納金額と今後の返還計画を確認した。</p>
--	---

<p>監査対象機関 警察本部 監査対象期間 令和元年度 監査実施日 令和2年7月30日～31日、8月3日、8月28日</p>	<p>監査の結果 謙じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (収入1、契約(重点事項) 1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 放置違反金に係る延滞金 過年度分 先数 1件 2,500円 2) 運転者管理システム等改修業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県警察本部長に届け出させなければならないと定められているが、履行されていない。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 継続した所在調査、電話、臨戸等を行い徴収に努めた結果、全て納付済み(令和2年5月27日)となり、現時点での収入未済はなし。引き続き適正な歳入事務に努める。 2) (発生原因の検証結果) 作業従事者及びセキュリティ責任者について、本来は再委託先事業者から各々に届け出させるべきところ、受託業者から一括して届け出されたものを受理していたもの。 (今後の対応策等) 予備調査後、速やかに、具体的な事務処理方法や個人情報保護の取扱いにおける留意事項について、教養資料を作成配付し、指示徹底を図り、再発防止に努めた。 今後は、契約書及び特記事項等の内容に則った適正な契約事務に努める。</p>